

美しいまちづくりに向けて(不法投棄の撲滅)

不法投棄とは！

廃棄物(ごみ)の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が土壌や地下水、河川に浸透するなど環境問題にもつながりかねない重大な犯罪行為です。絶対に行わないでください。

不法投棄対策を強化するうえで、市民の皆様の協力が何より大事です。地域ぐるみで自分たちのまちを監視し、お互いに地域環境の美化保全を図る取組みが最も大切です。

不法投棄とは

不法投棄・・・廃棄物を定められたルールに従って適性に処理せず、処分場以外の山林や原野、空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為(以下一例)です

- ・ 農地や山林などに廃棄物をトラックで運んで捨てる
- ・ 資材置き場などに廃棄物を野積みにしたまま放置する
- ・ 空き地などに廃棄物をダンプで運んで重機で穴を掘って埋める
- ・ 空き倉庫や工場跡地などに硫酸ピッチなどの有害な廃棄物を持ち込む
- ・ 道路沿いにタバコの吸い殻や空き缶などをポイ捨て

不法投棄には厳しい罰則

不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は、3億円以下)の罰金、またはその両方の罰則が科せられます(根拠:廃棄物処理法第25条)

土地所有者の責任

土地の所有者(管理者)は、自分の土地に不法投棄をされた時は、捨てた者が不明な場合、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません

日頃から、こまめに草刈りをして清潔に保つようにし、みだりに人が立ち入れないように囲いを設置するなどして、土地の管理には十分に注意してください

(廃棄物処理法 第5条 清潔の保持)

第5条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない

市の不法投棄防止対策

不法投棄を未然に防止するため、次のような活動を実施しています

- ・ 不法投棄防止用警告看板の配布
- ・ 危険な場所への監視カメラの設置
- ・ 職員等によるパトロール及び回収作業
- ・ 広報紙などによる啓発活動
- ・ 警察や県等関係機関との連携

こんなときは！

甘い言葉に注意

甘い言葉でだまし、私欲のために不法投棄をする悪質な業者が増えています
見知らぬ業者から話しを持ちかけられたときは、十分ご注意ください（以下一例）

例1) 土地を資材置き場として貸したところ、廃棄物が持ち込まれるようになり、事情を確認したが、一時的な保管ですぐ撤去するとの答えだったので信用していたら、廃棄物の山が残されたまま放置された

例2) 『無料で土地を造成しますよ』と話しを持ちかけられたため、いい話だと思い土地の造成をお願いしたところ、不適正な残土の処分の場所に使われ、重機で穴を掘って廃棄物を埋められた

例3) 便利屋(違法な廃品回収)などを装い『ごみを安く処分しますよ』と言って、有料で引き取ったごみを適正に処分せず少し離れたところに捨ててしまう

⇒ 『土地を貸してほしい』と話しを持ちかけられたときは、相手方をきちんと調査し、使用目的などを明確にした上で賃貸借契約を書面で結ぶことが重要です

⇒ 土地の造成をするには、法令等による規制があったり、許可等が必要であったりするので、依頼する前に必ず担当窓口へご相談ください

⇒ 大型のごみや多量のごみを処分する場合は、信頼できる専門業者(許可業者)に依頼するようにしてください

不審な現場を見た

以下のような不法投棄の疑いのある現場を見かけ、不審に思ったときは下記へご連絡ください

- ・ 工事現場でもないのに、重機を使って不自然な穴を掘っている
- ・ 廃棄物の処理場でもないのに、農地や山林に廃棄物が多量に集められている
- ・ 早朝や深夜に見かけないダンプが出入りしている
- ・ 空き地などの周囲に突然高い塀が作られた

不法投棄者を見た

“不法投棄をしている者を発見した”または“不法投棄をした者が特定できそうな証拠品を見つけた”ときは、「日時」・「場所」・「投棄物の種類」・「投棄者の特徴」・「車のナンバー」など分かる範囲で記録してください

※ 不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください

※ 投棄者に直接接触することは危険です。絶対に避けてください

【平日】夜間休日を除く（受付時間：8:30～17:15）

◎茨城県 県民生活環境部 廃棄物対策課 不法投棄対策室

不法投棄 110 番 TEL:0120-536-380

廃棄物対策課 TEL029-301-3033 県央環境保全室 TEL029-301-3047

◎小美玉市 環境課 TEL0299-48-1111 内線 1144・1145

【平日夜間休日】

◎石岡警察署 生活安全課 TEL0299-28-0110

関係行政機関

県央環境保全室	TEL	029-301-3044	環境汚染, 公害防止
		029-301-3047	不法投棄
県廃棄物対策課 不法投棄対策室	TEL	029-301-3033	不法投棄, 産廃許可
小川地区 交番	TEL	0299-58-2006	小川地区
美野里地区 交番	TEL	0299-48-0110	美野里地区
玉里 駐在所	TEL	0299-58-2385	玉里地区
水戸土木事務所 道路維持課	TEL	029-225-1316	県道・国道 355 号管理
常陸工事事務所	TEL	0298-41-0928	国道 6 号管理
NEXCO 東日本 関東支社 谷和原事務所	TEL	0297-52-1491	高速道路管理
NEXCO 東日本トラス 谷和原管理出張所	TEL	0297-52-2820	
霞ヶ浦河川事務所 麻生出張所	TEL	0299-72-1428	霞ヶ浦 湖岸管理